

議事資料

平成30年度 第1回  
熊本市災害義援金配分委員会

日時:平成31年3月18日(月)10:00～

会場:熊本市議会棟2階 議運・理事会室



# 平成30年度 第1回熊本市災害義援金配分委員会 議事資料

## 現在の状況報告 (平成31年2月28日現在)

### (1) 被害状況

人的被害	死亡者	87人
	重傷者	770人

住家被害	全壊	5,765件
	大規模半壊	8,965件
	半壊	38,943件
	一部損壊	82,675件
	損壊なし	10件

### (2) 現在の配分基準

対象	配分基準額			
		(うち県義援金)	(うち市義援金)	
人的被害	死亡者	102万円	100万円	2万円
	重傷者	10万2千円	10万円	2千円
住家被害	全壊	82万円	80万円	2万円
	解体世帯	82万円	80万円	2万円
	大規模半壊・半壊	41万円	40万円	1万円
	一損(修理)	10万円	10万円	-
	一損(非課税)	3万円	-	3万円
	一損(ひとり親)	3万円	-	3万円

### (3) 受入状況

県及び受付団体の受入状況 (H31.2.13現在)	受入額			
		うち熊本県	うち日本赤十字社	うち共同募金会
	52,783,504,157 円	20,535,114,630 円	29,157,823,872 円	3,090,565,655 円

本市の受入状況 (H31.2.28現在)	受入額		
		うち県義援金	うち市義援金
	32,085,021,890 円	30,459,600,000 円	1,625,421,890 円

### (4) 配分状況

	支給件数	配分額			
			うち県義援金	うち市義援金	
人的被害	死亡者	87 件	88,740 千円	87,000 千円	1,740 千円
	重傷者	765 件	78,010 千円	76,480 千円	1,530 千円
住家被害	全壊	5,713 件	4,684,660 千円	4,570,400 千円	114,260 千円
	解体世帯	10,133 件	8,309,060 千円	8,106,400 千円	202,660 千円
	大規模半壊・半壊	37,477 件	15,365,570 千円	14,990,800 千円	374,770 千円
	一損(修理)	7,649 件	764,900 千円	764,900 千円	-
	一損(非課税)	18,501 件	555,030 千円	-	555,030 千円
	一損(ひとり親)	2,676 件	80,280 千円	-	80,280 千円
計	83,001 件	29,926,250 千円	28,595,980 千円	1,330,270 千円	

# 熊本県決定の配分基準について

平成31年1月18日(金)開催の第31回熊本県義援金配分委員会において、市町村への配分基準について以下のとおり決定

## (1) 住家被害世帯の配分基準額の見直し(一律追加配分)

配分基準額見直しの内容

熊本地震により、住家の全壊、大規模半壊、半壊のり災証明書の交付を受けている世帯又は解体世帯として被災者生活再建支援金の支給が決定された世帯に対して、の金額を一律追加配分。

配分基準額(追加分)

対象被害	全壊・解体	大規模半壊・半壊
金額	5万円	2.5万円

## (2) 非課税世帯に対する新たな配分基準

新たな配分基準の内容

(1)に記載の世帯のうちり災証明に記載されている世帯員全員が、平成30年度住民税非課税である世帯(以下「非課税世帯」という。)に対しての額をさらに配分。

ただし、住民税が課されている別の世帯の者から扶養されている扶養親族等( )のみで構成される世帯(高齢者又は障がい者がいる世帯を除く)は対象としない。

扶養親族等とは、地方税法の規定による控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者をいう。

配分基準額

対象被害	全壊・解体 (非課税世帯)	大規模半壊・半壊 (非課税世帯)
金額	20万円	10万円



【(1)(2)の合計額(非課税世帯の合計追加配分額)】

対象被害	全壊・解体 (非課税世帯)	大規模半壊・半壊 (非課税世帯)
金額	25万円	12.5万円

**( 3 ) 熊本県配分における所要見込額 ( 第 31 回熊本県義援金配分委員会資料より )**

県の受入状況

1月11日までの受入総額(A)	52,742,927,538円
第30次までの配分累計額(B)	45,557,300,000円
残額(A-B)	7,185,627,538円

県全体での所要見込額

	対象被害	基準額	対象世帯数	配分額
一律配分 (増額分)	全壊・解体	50 千円	31,069世帯	1,553,450千円
	半壊	25 千円	49,631世帯	1,240,775千円
	計		80,700世帯	2,794,225千円
うち非課税世帯 (追加分)	全壊・解体	200 千円	8,699世帯	1,739,800千円
	半壊	100 千円	13,897世帯	1,389,700千円
	計		22,596世帯	3,129,500千円
合計				5,923,725千円

今回の配分基準額の見直し及び新たな配分基準の追加に係る分のみ。

熊本市への配分額

平成 31 年 1 月 11 日時点のり災証明の被害区分に基づき、県から本市へ一律配分の義援金として、1,775,725 千円を配分済 ( 第 31 次配分 )

一部損壊 ( 修理費 100 万円以上 ) の世帯への義援金も含む額

非課税世帯への配分については、毎月の申請実績に基づき、県から市町村へ配分予定

# 熊本市の配分基準について

## (1) 熊本県・日本赤十字社・共同募金会が受け入れた義援金の配分基準について

熊本県・日本赤十字社・共同募金会が受け入れた義援金について、「熊本県決定の配分基準について」に記載の配分基準に基づき、県から市町村へ配分することが決定

【案】熊本県決定の配分基準どおりに配分

### 配分基準額

	現在の配分額	県決定の 一律追加配分額	配分基準額		非課税世帯への 配分額	非課税世帯への 配分基準額
全壊・解体	82 万円	5 万円	87 万円	+	20 万円	107 万円
大規模半壊・半壊	41 万円	2.5 万円	43.5 万円		10 万円	53.5 万円

【参考：熊本市の見込世帯数（最終的な支給見込数）】

	全壊・解体	大規模半壊・半壊	合計
一律配分対象世帯数	17,900 件	36,000 件	53,900 件
うち非課税世帯数（ ）	5,012 件	10,080 件	15,092 件

本市非課税者比率（約 28%）における試算

**(2) 熊本市が受け入れた義援金の配分基準について**

本市に寄せられた災害義援金の最終的な残額見込額 約 255,000 千円( )の配分における以下の案について審議。

現時点の既存配分基準における所要見込額を除いた額

**【案】 熊本県決定の配分基準の一律配分のみ同じ比率で上乗せ配分**

全壊・解体：大規模半壊・半壊 = 2 : 1

	一律配分		
	配分数	配分額	合計額
全壊・解体	17,900 件	7,000 円	125,300,000 円
大規模半壊・半壊	36,000 件	3,500 円	126,000,000 円
合計	53,900 件		251,300,000 円

	所要見込額	最終残額見込
市義援金	251,300,000 円	3,700,000 円

**【案】 熊本県決定の配分基準と同じ比率で上乗せ配分**

全壊・解体：大規模半壊・半壊 = 2 : 1

一律配分：非課税世帯への配分 = 1 : 4

	一律配分			非課税世帯への配分		
	配分数	配分額	合計額	配分数	配分額	合計額
全壊・解体	17,900 件	3,200 円	57,280,000 円	5,012 件	12,800 円	64,153,600 円
大規模半壊・半壊	36,000 件	1,600 円	57,600,000 円	10,080 件	6,400 円	64,512,000 円
合計	53,900 件		114,880,000 円	15,092 件		128,665,600 円

	所要見込額	最終残額見込
市義援金	243,545,600 円	11,454,400 円

## その他

### 一部損壊世帯（修理費に 100 万円以上支出した世帯）への義援金の申請期限について

一部損壊世帯（修理費に 100 万円以上支出した世帯）への災害義援金については、工事が期限までに完了しないケースが多数あることから、熊本県が申請期限を 1 年間延長（平成 32 年（2020 年）3 月 31 日まで）